【指定医の皆様へ一診断書・意見書作成にあたってのお願い(肝臓機能障害用)ー】

身体障害者手帳の認定につきましては、日頃よりご協力を賜り誠にありがと うございます。

申請者にすみやかに手帳を交付するため、診断書・意見書を作成される際には本県より配布しております冊子『<u>身体障害者障害程度等級表及び身体障害認定要領』をご参照</u>いただくとともに、以下の点についてもご留意の上、ご記載いただきますようお願いいたします。

1. 診断書・意見書 総括表について

<u>発症からの治療や病状の経過及び現症について</u>障害認定に必要な事項を詳細に明記してください。

2. 肝臓の機能障害の状況及び所見について

(1) 肝機能障害の重症度について

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各診断・検査については、Child-Pugh 分類により点数を付し、その合計点数と肝性脳症及び腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無を記載してください。 なお2回の検査については、90日以上180日以内の間隔をおいた連続する2回の結果の記載が必要です。

(2) 障害の変動に関する因子について

第1回目、2回目の検査日より前に、<u>180日以上アルコールを摂取していないこと</u>、また、<u>それぞれの検査時において、改善の可能性のある積極的な治療(医師の指示に基づき受診や服薬、生活上の管理を適切に行っていること)を実施していることが必要です。該当している場合は、〇をつけてください。</u>

(3)補完的な肝機能診断について

血清総ビリルビン値、血中アンモニア濃度、血小板数は、診断日から概ね3か月以内のデータにより、認定基準に該当するか否かについてご判断ください。

3. その他留意事項

(1) 再認定時期について

初めて肝臓機能障害の認定を受ける場合、Child-Pugh 分類の合計点数の第2回目点数が7~9点の状態である場合、3年後の再認定が必要です。

【ご不明な点についてはこちらへお問い合わせください】

愛知県中央児童・障害者相談センター

TEL:052-961-7253 FAX:052-950-2355 愛知県西三河児童・障害者相談センター

TEL:0564-27-2889 FAX:0564-27-2816 愛知県東三河児童・障害者相談センター

TEL: 0532-35-6150 FAX: 0532-54-6466